

1 令和元年第3回定例会提出予定議案の説明

(7) 諮問1号 下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求に
ついて

資料1：本件審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等につ
いて

資料2：審査請求の制度について

本件審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について

1 審査請求に至るまでの経過

(1) 前回の審査請求

平成28年7月25日、本市は、審査請求人の住居の排水設備について公共下水道への接続の有無を調査し、公共下水道に接続されていることを確認した。

平成28年11月6日、審査請求人は、処分庁が同年9月21日に行った下水道使用料2,160円の納入通知に対して次の理由等により、審査請求を行った。

- ・審査請求人の住居の排水設備について、公共下水道への接続調査を行っていない。
- ・川崎市下水道条例に定める構造、接続等の基準を満たさずに設置されている審査請求人の住居の排水設備について、同条例に基づく下水道使用料の算定方法は適用されない。

平成30年1月18日、次の理由等により棄却の裁決が行われた。

- ・排水管が最終ますに接続され、公共下水道に排水されていることの確認は行われており、審査請求人が「公共下水道を使用する者」であることは疑いの余地がない。
- ・排水設備を設置して公共下水道に排水している限り、下水道使用料の徴収対象となる。

(2) 本件審査請求

平成30年1月24日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。

平成30年4月14日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

2 審査請求人及び処分庁の主張

(1) 審査請求人の主張

- ・処分庁は、審査請求人の住居の排水設備について、公共下水道への接続確認を行っていない。
- ・審査請求人は、公共下水道に下水を排除しておらず、公共下水道の使用開始届を提出していないことから、下水道法第20条第1項に規定する「公共下水道を使用する者」には該当しない。

(2) 処分庁の主張

- ・審査請求人宅の住居の排水設備が公共下水道に接続され、審査請求人が「公共下水道を使用する者」であることは、前回審査請求の裁決において結論付けられた事実であり、本件審査請求において争う余地はない。

3 審査請求に対する処分庁の見解

審査請求人の接続確認についての主張は前回審査請求の裁決の内容に言及するものであり、これについて不服がある場合は、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟により争うほかないものである。

本件処分は、審査請求人が公共下水道を使用する者であるという前回審査請求の裁決において認定された事実を前提に、前回審査請求に係る納入通知処分と同様に下水道条例の規定に基づき算定し、行ったものであり、違法又は不当な点はないから、棄却されるべきである。

4 審理員意見書の内容

本件について、審査庁は、平成30年4月27日付けで審理員を指名し、平成31年3月15日に審理員から、次のとおりの意見書が審査庁に提出された。

(1) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

(2) 理由

・審査請求人宅の排水設備については、排水管が最終ますに接続され、公共下水道に排水されていることの確認は行われている。

・使用開始届を出さない限り「公共下水道を使用する者」に該当しないと審査請求人の主張は、受益者負担として下水道の維持管理等の費用を負担させようとする下水道法の趣旨に反するもので認められない。使用開始届によって使用開始時を特定しなくても、公共下水道使用の事実を確認した後の期間については下水道使用料を請求できるのは当然である。

・審査請求人の主張は、前回裁決における認定事実や争点に対する判断を覆すに足るものではなく、理由がない。しかも、前回裁決に対する不服を、取消訴訟によらずに別の処分に対する本件審査請求の理由として援用し、同一事項について審査庁に再度判断を求めようとすることは一事不再理の原則を潜脱するもので失当である。

審査請求の制度について

1 概要

審査請求とは、違法又は不当な処分について、その取消しを求めため、処分庁の上級行政庁（審査庁）に対して行われる不服申立てである。

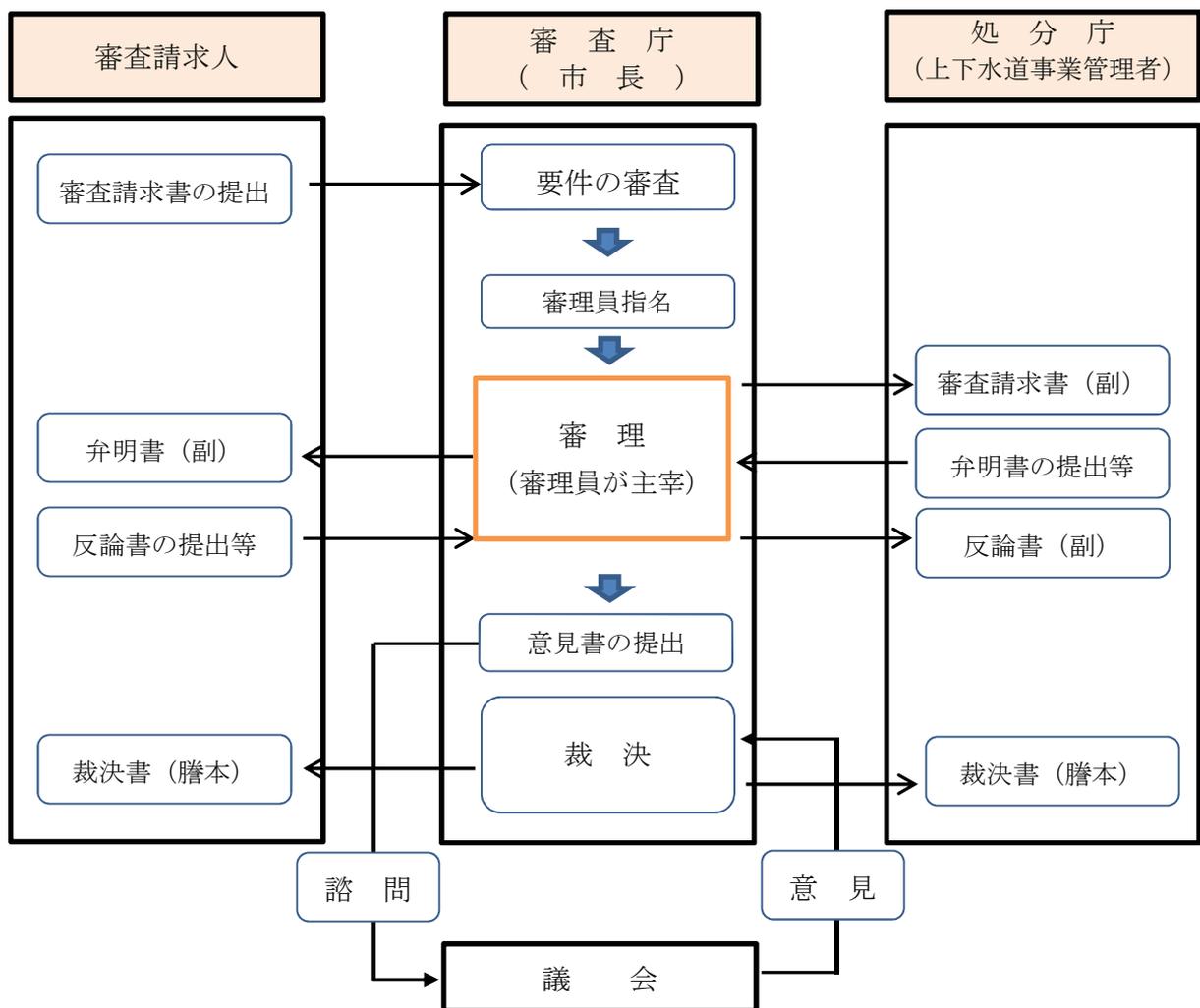
今回の審査対象である下水道使用料の徴収に関する処分については、審査請求があった場合には、議会へ諮問をしなければならないという規定が地方自治法にあることから、本件審査請求に関する最終的な判断（裁決）を行うに当たり、議案として議会に諮問する案件となる。

2 対象

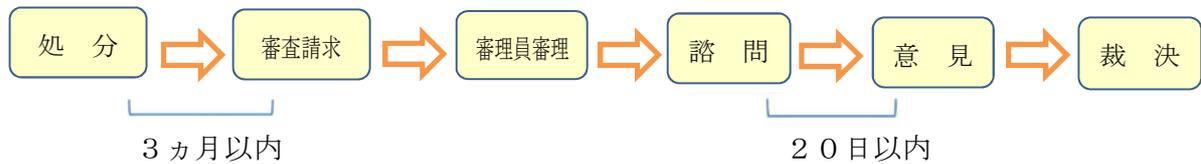
行政が行った行政処分が、審査請求の主な対象となる。

本件では、下水道使用料の徴収に関する処分に対して審査請求がされている。

3 手続



4 期間



5 裁決の種類

裁決の種類として、次の3種類がある。

(1) 却下

審査請求が要件を満たしておらず、不適法な場合になされる。

(2) 棄却

処分が違法・不当であると認められず、審査請求に理由がない場合になされる。

(3) 認容

処分が違法・不当であると認められ、審査請求に理由がある場合になされ、審査庁は処分の全部又は一部の取消しができる。

6 審理員による審理について

審査請求をされた審査庁は、審査請求が適法な場合には、審査庁に所属する職員の中から、処分に関与していない者を、審理手続を行う者（審理員）として指名することとされている。

審理員は審理手続を指揮し、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書を作成し、事件記録とともに審査庁に提出することとされている。

7 審査請求と訴訟との関係

審査請求人は、裁決を経てなお処分について不服がある場合は、原則として裁決があったことを知った日から6ヵ月を経過するまでは、取消訴訟を提起できる。

なお、本件は審査請求前置とされている処分であるため、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ、処分について取消訴訟を提起することができない。ただし、審査請求を行ってから3ヵ月経過しても裁決がない等正当な理由があれば直接訴訟を提起できる。